

『マイナ保険証』 INFORMATION

医療機関・薬局の受付では 『マイナ保険証』をぜひご利用ください!



『マイナ保険証』をお持ちでなくても、『資格確認書』でこれまで通り医療にかかれます

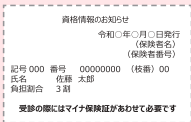
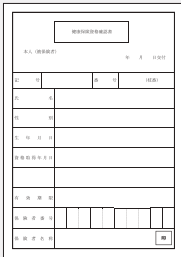
『マイナ保険証』は、保険証利用登録を行った『マイナンバーカード』のことです。詳しくは右のQRコードから。

『マイナ保険証』にかかわる基本的な情報を簡単に確認するには



『マイナ保険証』と『資格確認書』の説明動画(手話・字幕付き)は



	マイナ保険証	マイナ保険証が医療機関で利用できないとき		資格確認書
確認方法		 & 	 & 	
仕様	マイナンバーカード	マイナンバーカードと 資格情報のお知らせ *ソニー健保加入者専用 『マイページ』の通知書・ 証明書画面に掲載	マイナンバーカードと マイナポータルの情報	A4判専用用紙
対象	原則全員	●システム障害等でマイナ保険証が読み取れない場合 ●オンライン資格確認システム未導入の医療機関等を利用する場合		マイナ保険証を 利用できない方 (未保有等)
有効期限	①マイナンバーカード自体 発行日から10回目の誕生日まで (未成年は5回目の誕生日まで) ②マイナンバーカードに内蔵されている電子証明書 発行日から5回目の誕生日まで 【注意点】 マイナンバーカード自体の有効期限が切れた場合、マイナ保険証として利用できない。 ただし、電子証明書の有効期限切れの場合、有効期限切れから3か月間は、マイナ保険証 (資格情報の提供のみ) としての利用は可能。自治体から期限前に通知あり。			1年

ソニー健保の 資格確認書

- 『マイナンバーカード』未保有等で『マイナ保険証』の利用ができない方に交付します。
- A4判のコピー偽造防止用紙で発行します。有効期限がありますので、ご注意ください。
- 医療機関や薬局の窓口で行われる、受診者の健康保険加入資格確認はオンラインで行われるため、『マイナ保険証』のほうが窓口での手続きがスムーズです。『マイナ保険証』の利用をお勧めします。



お知らせ

『資格確認書』の更新を行います

『マイナ保険証』を利用できない場合の代替手段として発行している『資格確認書』の有効期限が、2026年8月31日で切れます。

2026年7月31日時点で『資格確認書』を所持しており『マイナンバーカード』を所持していない方、『マイナンバーカード』を所持しているが健康保険の利用登録を行っていない方、または、ソニー健保に申請いただいている『マイナ保険証』での受診が困難な要配慮者の方を対象に『資格確認書』の更新を行います。有効期限が切れる前の8月中旬に9月1日から有効の新しい『資格確認書』を発行しますので、9月以降は新しい『資格確認書』をご利用ください。なお、2026年8月から『資格確認書』の電磁的交付を実施します。今回の更新では従来どおり、紙の『資格確認書』をお送りしますが、電磁的交付の案内も同封しますので、ご確認ください。

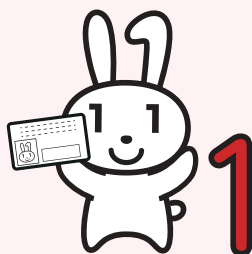
*有効期限が切れた『資格確認書』はご自身で破棄していただきますようお願いいたします。

！ご注意ください！

- サイズはA4判で、コピー偽造防止用紙で発行します。
- 『資格確認書』をお持ちの方で、発行後『マイナ保険証』をご利用いただいている方へは、発行しません。
- 従来の健康保険証をお持ちの方は、更新対象者ではないため、発行されません。
- 『資格確認書』は『マイナ保険証』を健康保険証として利用できない場合の代替手段として発行しているため、有効期限を定めて発行します。

『マイナ保険証』の利用をおすすめします

すごくありがたい
YouTubeの動画だよ！
ぜひ視聴してね♪



あなたはもう使っていますか？
マイナ保険証を活用しよう！
（健保連）



あなたはもう使っていますか？
新しい医療へのパスポート

新しい医療へのパスポート

あなたはもう使っていますか？
新しい医療へのパスポート

こんな風になったらいいと思いませんか？

マイナ保険証を活用しよう！

マイナ保険証を活用しよう！

おすすめ！